

一九五六年の

婦人・児童問題

I 一九五六年について

II 婦人・児童問題に関する記録

III 婦人・児童問題の展望

二 一 年 一 同

I 一九五六年について

本年は政治的、経済的植民地主義の抑圧に抗する東西双方のナショナリズムの動きが、自由、独立、平等、平和の叫びとなつて表面化した年である。

特にナセルによるスエズ運河国有化は、英仏を刺激し、イスラエルのエジプト侵入を契機として、武力行使に迄立至つた。又、ソ連共産党大会に於けるスターリン批判によつて点じられた火が共産圏諸国に拡がり、特にポーランド、ハンガリーではナショナリズムと結びついて大きく燃え上つた。

複雑なこれらの国際情勢の中で、念願の国際連合加盟の実現を見た我国は、日ソ国交回復、賠償問題等戦争のしこりが一つ一つほぐされ、国際社会への第一歩を踏み出した。

国内をみれば、今年には教育二法案、小選挙区法案等一連の法案のうち新教育委法を除き、他は多くの国民の力によつてくい止められ、更に参議院選挙では革新勢力が三分の一以上の議席を占め、平和憲法を守る事が一応可能となつた。

経済も戦後最大の好況裡にあるが、しかし、低所得階層や失業問題等、国民の福祉にそれが表われるほどには至つていない。

要である。全国一七の婦人相談所に今年は更に八カ所が保護施設を兼ね設置される予定で福祉事務所の婦人相談員の配置、関係行政機関との連絡協議会の設置、保護施設の整備拡大等問題は多いが売春防止対策費は五千三百万円で少ない。

「女性犯罪」

昭和三〇年下半期の女性総検挙人員は二一、三三七名、三一年上半期一七、〇二二名であり、総検挙人員に対する割合は、両期共七％に近い。二九年頃より減少傾向にあり三〇年上半期には一万五千人台まで減少したものが同年下半年期急激に増加し二万人台を突破した。しかし総犯罪数の増加によつてその比においては前年と変化はない。罪種別にみると新しい変化はなく、屋内窃盗が群をぬき三一年には三九％を示している。これに次ぎ屋外窃盗・詐欺の順である。

「児 童」

今年、児童憲章制定五周年にあたる。中央児童福祉審議会では、「従来の児童福祉行政は、要保護児童に主力を注いでいた

が、一般児童の健全な育成のために、積極的な体制を確立することが必要である。」と具申し、児童福祉本来の目的達成のための新しい歩みが始まった。

今年特に問題になつたものは、教育行政に関する法律の改正、太陽族とそれに関する映画の問題、「親探し運動」等である。

○一般児童のために

児童福祉地域組織は、子供会五万三千、母親クラブ七千、児童指導班四千で、子供会は昨年の倍近くになつている。児童厚生施設は、昨年と同じく約二八〇である。共に低調で、審議会の具申のひとつにも取上げられ、一般児童のために、今後が期待される。

「母子保健」

○喜ばしい乳児死亡率の低下
母と子の健康は国民保健の基礎である。その尺度としての乳児死亡率は昭和三〇年に於ては四〇であり、前年に比して約五の減少である。この死亡率の低下は母子保健指導の普及を示し、欧州水準に達したものと見て喜ばしい。だが死因の主なるもの一つは未熟児であり依然未解決のまま、年

年その比重が増加している。これは母親の妊娠中毒症と妊娠中の母親の過労によるものとされている。又国内に於ける地域別の死亡率差が大なることも注目すべき点である。即ち我国最高の死亡率は岩手の六四・三、最低東京の二七・三である。これ等に対して妊娠婦保健指導の強化、最近動きつつある自主的な地域社会の母子衛生組織活動の一層の努力が要望される。

(死亡率二千につき)

「施設の動き」

本年は特に精薄、身障児に対する世間の関心が高まり、医療、教育、職業指導の為の施設の整備が熱望され、その一つとして米春より開設の運びとなつた精薄児通園センターは大きな収穫と云えるであろう。本年は取敢えず全国主要都市に設置する事に決定した。又身体障害児の育成療育費が一億二千万円と大巾に値上げされた。第三に本年四月より児童福祉施設の食費が五七円六銭より六一円六八銭に値上げされ前途を明るくしている。

施設数は約一万(公立五、一〇〇)民間五、〇〇〇)在所人員七四万人で昨年に比

し五%の増加を示している。しかし未措置児童は全国に七〇方上ると推定されている。施設中著しいのは保育所で現在公私合計八、三〇〇在所人員約六、五〇〇名にのぼる。しかし農村を主とした季節保育所の困庫補助が昨年より廃止された為本年は四割減を示し進展に大きな障害となつてゐる。

戦争の混乱により肉親と分れたる子供の初の「親探し運動」は、朝日新聞で、一、四六四人が紙上に紹介され、一六四人が、めぐり合つた。

○就職難の緩和

雇用者数増加の大部分は、中小企業で、賃金その他雇用条件に於て扱い易い中、高卒業者の就職難は、漸次緩和の方向にある。

「悪質化したつある少年犯罪」

少年犯罪検査数は三〇年下半期四〇、〇八四名、三一年上半期四六、一三三名である。少年犯罪は二六年を最高とし年々減少してしたが三〇年に至り前年に比し約三%の増加を見、三一年上半期には前年同期の約六%の増加傾向を示している。罪種別に見ると窃盗が三〇年は全体の六六%、三一年には六二%を示しているがこれは年々減少の傾向にある。近年の傾向として問題と

なるのは脅迫・恐喝・傷害等の粗暴犯の増加である。三〇年に於ては、性的犯罪が戦前戦後を通じて最高数を示した。この窃盗が減少し粗暴犯・性的犯罪が増加したことは少年犯罪の悪質化傾向を物語るものとも見られる。一八才〜二〇才(二〇才まで少年法適用)までの犯罪は、二〇才〜二五才の犯罪に次いで多く、少年法の年齢について今年特に問題となつた。

附1 「太陽族」

芥川賞作品「太陽の季節」はモラルを無視した青年の行動をテーマとし、ジャズリズムがそれを現代の青年のモラルと結びつけて大きく取扱つたのを初め、各映画会社ではその波に乗つてこの種の映画を相次いで製作した。これらマスコミユニケーションの青少年に与える悪影響は大きな社会問題となり、最盛期の八月を頂点に世論は青少年の不良文化財、風紀(深夜喫茶等)、道徳教育等について沸騰した。文部省では、青少年映画委員会が開かれ、映画製作者に抗議すると共に映画法制定の動きを示している。一方全国のPTA、婦団連、母の会等も映画界の自粛をうながした。又世論の要望により十二月一日より新映倫が発足した。尚、この問題に対し、各婦人団体が率

先して立ち上つた事は、婦人活動に未だみられなかつた事であり、又これを機会に婦人の手による「良い映画をみる会」が開かれた。

附2 「教育二法案」

従来の教育委員会制度を改正し、教科書に對して検定制度を強化し、その採択を都道府県毎に一種類に決めようとするのが政府与党筋の考えであり、この法律制定の趣旨である。これに對し「教育は時の政治の動向によつて左右されてはならず」と十大学長の声明が出され、全学連の反対ストやその他多くの反対声明が出された。この法案に關して教育行政の安定及び教育の政治的中立が確保出来るかという事が問題の中心となつた。教科書法案は審議未了となつたが地方教育行政の組織及び運営に關する法律は十月一日より施行された。内容は地方公共団体に於ける教育行政の適切な運営を期し、教育委員会の設置及び組織、教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限、学校その他の教育機関の設置及びその職員的身分取扱、文部大臣及び教育委員会相互間の關係等基本となる項を六章六一条にわたつて規定している。